



知恵の環

みなさんのご意見・ご要望を
お寄せください！

お問い合わせ
総務企画課 企画調整係
★412511内線223
41251102

- 提出方法
- 提出用紙を投函（行政情報コーナーの役場1階、ハピネス、公民館に設置しております。）
 - 手紙を投函（役場総務企画課宛に郵送ください）
 - ファックス送信
 - HP内インターネット版
<https://www.town.shimokawa.hokkaido.jp/section/2020/03/chienowa.html>
- 寄せられたご意見について、ご本人に直接回答するほか、承諾いただいた場合は、ご意見とその対応（回答）を広報紙に掲載しています。



貴重なご意見
ありがとうございます

Q【公区の仕組みについて】

公区の班長さんが公区費を集金したものを会計で預かり、行事や葬儀などの時に公区費から出したりをしているそうです。

この「公区」というものが、移住などで転入された方に馴染みがないらしく、集金する班長さんもまた大変ご苦労しているみたいです。

自分も公区と町内会の違いはわからないし、公区っ

意見について

回答します

A ご質問につきましてお答えさせていただきます。

はじめに「公区」と「町内会」とは何なのかとのご質問は、「公区」とは、町が行政運営を円滑に推進していくために「公区設置条例」を制定して各公区を設置しております。公区長は区域内から選出された住民を町長が委嘱し、広報誌や文書の配布、防犯灯の維持管理、環境美化や防犯活動、行政への要請などの行政事務を行っていただいております。

また、「町内会」とは、地域に住む住民で構成される自治組織で、相互の交流を図りながら様々な活動を通して住みよい地域にしてい

て、そもそも何？という感じですよ。

さらにややこしいのが、住所の地名と公区の名前が違うことや、公区の違いがそこそこ違うこと。

この、いにしえの謎が多い、町内会ではない仕組みをまず、転入された方へ周知するのはもちろん、何のために存在するのかを長く下川町に居る人も、もうちょっと知るのも大事なことになるかも？と思うのです。

また、高齢化が進み、公区長や役員、さらには班長ができない方も多いそうで

ります。これらのことから行政が主体的に関与をしているものとはなっておりませんので、ここが公区と町内会の大きな違いになります。

公区設置に関しての歴史的経緯は、当時の部落制度の改善を図る目的で議論・検討を進め、昭和34年12月に「公区設置条例」が制定され、昭和35年1月から適用されています。公区の設定前は、「行政委員」が各地域に設置されておりました。

公区の発足当時は、当時の地縁を基礎として設置され、29公区がありました。

これまでも公区の再編に関しては幾度かありましたが、地縁を基礎として現在まで公区制度を継続してきておりますので、規模の違いが生じてきております。

公区の編成につきましては、令和4年8月号のしもかわ議会だより第197号にも掲載されておりますが、

す。

すぐ難しい問題だけど、人口規模に見合った統廃合したりして、スリム化を少しずつしなければならぬのかもしれない。とはい

え、みんなの合意形成が必要だし、とても難しい問題で、簡単にはいかないのはよくわかります。

町内の街灯の維持、ゴミ拾いなどの環境整備、お祭りなどの行事、葬儀の供花料など、ある程度守らないといけない部分はありますが、集めた公区費が行事の開催（金銭的意味）規模に

人口減少や少子高齢化、公区役員の担い手不足などの課題があったことから、令和3年度に「公区制度検討委員会」を組織し、平成16年4月実施の公区編成のような行政主導ではなく、公区の自主性による再編や運営を行うことが望ましいと考え、協議・検討を進めてきました。

令和4年度からは、公区制度検討委員会の報告を踏まえて公区長委託料の見直しを行いました。また、令和6年度からは、公区の支出に占める固定費（外灯費、各種負担金など）が多く厳しい財政状況になっていることから公区交付金の見直しを行ったところです。

合っているかなど、健全に住環境に還ってくる公区であるべきではないかと思っています。

班の構成（小さなまとまり）は維持しながら、公区は再編（統廃合）するのが望ましいですが、今ある公区を分解すると住民は混乱することがあると思いますので、段階的にするなど検討が必要とも思います。

いずれにせよ、公区について、考える時期ではないでしょうか？

今後につきましては、各公区が公区活動の経緯・経過と今後の人口減少や高齢化等の判断に基づいて、各公区の役員会等で2年から5年先などを見据えた議論を行っていただくことが望ましいと考えており、町としても公区からの要請により相談を受けながら、公区長や役員との協議を行っていきたいと考えております。（町民生活課）

